



自動車の変更登録手続き、 移転登録手続きはお済みですか？

住所や名義が変わったら、あなたの車も必ず手続きをして下さい。

- 転勤・引越などで住所が変わった場合
- 県外ナンバーをお持ちの方が、住所又は使用の本拠地を山梨県内に変更した場合
- 売買や譲渡により自動車の所有者（又は使用者）が変わった場合

※自動車税の納税通知書は、毎年4月1日現在で登録されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の住所に送付されます。手続きが行われないと、自動車の納税通知書は元の所有者（又は使用者）に送付されてしまい、トラブルの原因になります。

自動車税に関するお問合せは 山梨県自動車税事務所 055-262-4662

自動車の登録に関するお問合せは 国土交通省山梨運輸支局
テレホンサービス 050-5540-2039

山梨県・山梨県納税貯蓄組合総連合会